

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第21号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
(診察及び保護の申請) 第2条 法第22条第2項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとする。	(診察及び保護の申請) 第2条 法第23条第2項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとする。
(入院措置) 第5条 知事は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させることを決定したときは、 <u>法第33条第2項に規定する家族等</u> （以下「家族等」という。）のうちいずれかの者に通知するとともに、入院させる国若しくは県が設置した精神科病院又は指定病院（以下「措置精神科病院」という。）の管理者に通知するものとする。	(入院措置) 第5条 知事は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させることを決定したときは、 <u>保護者</u> に通知するとともに、入院させる国若しくは県が設置した精神科病院又は指定病院（以下「措置精神科病院」という。）の管理者に通知するものとする。
(入院措置の解除) 第6条 知事は、法第29条の4第1項の規定により入院措置を解除したときは、 <u>家族等のうちいずれかの者及び当該措置入院者を入院させている措置精神科病院の管理者</u> に通知するものとする。	(入院措置の解除) 第6条 知事は、法第29条の4第1項の規定により入院措置を解除したときは、 <u>保護者及び当該措置入院者を入院させている措置精神科病院の管理者</u> に通知するものとする。
(入院費用の徴収) 第9条 (略) 2 (略) 3 第5条の通知を受けた <u>家族等は、当該通知を受けたときは入院措置日における費用負担者等の状況を、継続して入院しているときは毎年6月1日現在の費用負担者等の状況を、速やかに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。</u> 4 (略)	(入院費用の徴収) 第9条 (略) 2 (略) 3 <u>措置入院者の保護者は、第5条の通知を受けた場合は入院措置日における費用負担者等の状況を、継続して入院している場合は毎年6月1日現在の費用負担者等の状況を、速やかに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。</u> 4 (略)

第24条 削除

(任意入院者の症状等の報告)

第25条 (略)

2 条例第10条第1項の規則で定める基準は、法第20条の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

3・4 (略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
(略)		
16	条例第2条の規定による措置入院者の死亡の届出書	(略) 措置入院者の居住地を所管する保健所長
(略)		
20	(略)	
21	(略)	
22	(略)	
23	(略)	

別記

第1号様式 (第2条関係)

精神障害者等の診察及び保護申請書

(略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条第1項の規定により次のとおり申請します。

(略)	
現に保護の任に当たっている者	(略)

(保護者の変更の届出)

第24条 条例第8条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第19号様式に新たに保護者となった者の同意書を添えて行うものとする。

(氏名及び住所の変更の届出)

第25条 条例第9条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第20号様式によるものとする。

(任意入院者の症状等の報告)

第25条の2 (略)

2 条例第10条第1項の規則で定める基準は、法第22条の3の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

3・4 (略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
(略)		
16	条例第2条の規定による措置入院者の死亡の届出書	(略) 措置精神科病院の最寄りの保健所長
(略)		
20	条例第8条の規定による医療保護入院者の保護者の変更の届出書	精神科病院の最寄りの保健所長
21	条例第9条の規定による医療保護入院者等の氏名及び住所の変更の届出書	〃
22	(略)	
23	(略)	
24	(略)	
25	(略)	

別記

第1号様式 (第2条関係)

精神障害者等の診察及び保護申請書

(略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条第1項の規定により次のとおり申請します。

(略)	
保護者又は現に保護の任に当たっている者	(略)

第2号様式（第3条関係）

措置症状のある者の退院申出に関する届
(略)

(略)		
申 出 事 項	申出者	本人・家族等
	(略)	
(略)		
家族等		(略)

第4号様式（第7条関係）

措置入院者の症状消退届

(略)

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

第6号様式（第9条関係）

措置入院者家族等構成員届

(略)

措 置 入 院 者	(略)	
	加入し ている 保険等	政府 } 健保 (本人・家族) 組合 } 日雇 (本人・家族) 共済 (本人 ・家族) 国保 (世帯主・その他 ・退職本人・退職家族) 生保 後期高齢 その他 () なし
(略)		

第15号様式（第20条関係）

発生

第2号様式（第3条関係）

措置症状のある者の退院申出に関する届
(略)

(略)		
申 出 事 項	申出者	本人・保護者
	(略)	
(略)		
保護者		(略)

第4号様式（第7条関係）

措置入院者の症状消退届

(略)

(略)					
保護 者	ふりが な	続 柄	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
	氏名		日	(男・女)	
住所					
保護 者	ふりが な	続 柄	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
	氏名		日	(男・女)	
住所					
社会復帰施設、在宅福祉制度等の活用に関する意見					
(略)					

第6号様式（第9条関係）

措置入院者家族等構成員届

(略)

措 置 入 院 者	(略)	
	加入し ている 保険等	政府 } 健保 (本人・家族) 組合 } 日雇 (本人・家族) 共済 (本人 ・家族) 国保 (世帯主・その他 ・退職本人・退職家族) 生保 老人保健 その他 () なし
(略)		

第15号様式（第20条関係）

発生

措置入院者事故終結届

(略)

(略)
家族等 (略)
(略)

(略)

第16号様式 (第21条関係)

措置入院者仮退院許可申請書

(略)

(略)
(略)

(略)

(略)

第19号様式及び第20号様式 削除

第21号様式 (第26条関係)

障害者手帳申請書

(略)

精神障害者保健福祉手帳の(新規交付・更新・障害等級変更)を受けたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第 項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項)の規定により次のとおり申請します。

精神障害者本人	(略)	(略)
	(略)	
(略)		

(略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

措置入院者事故終結届

(略)

(略)
保護者 (略)
(略)

(略)

第16号様式 (第21条関係)

措置入院者仮退院許可申請書

(略)

(略)		
保護者	住所	
	氏名	
(略)		

(略)

(略)

第19号様式 (第24条関係)

保護者変更届

(略)

第20号様式 (第25条関係)

氏名・住所変更届

(略)

第21号様式 (第26条関係)

障害者手帳申請書

(略)

精神障害者福祉手帳の(新規交付・更新・障害等級変更)を受けたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第 項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項)の規定により次のとおり申請します。

精神障害者本人	(略)	性	男	(略)
		別	女	
(略)				

(略)